

公 示 公 告

平成 2 8 年 2 月 8 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 ブラインドの購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとお
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとお

見積り合せ要領

件 名：ブラインドの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成28年2月8日に公示公告したブラインド（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 ブラインドの購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年2月22日（月）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

(1) 供給物の審査のために、別添仕様書の物品のうち参考規格に定める物品以外について、供給物審査願（表紙を除き書式は任意）を提出するものとしてします（別紙様式第1）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。

(2) 本件見積合わせに参加する者は、「供給物審査願」に関して説明を求められた場合には、参加者の負担において完全な説明を行えること。

(3) 提出期限

平成28年2月15日（月）午後5時

(4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、平成28年2月18日（木）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：佐藤）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成28年2月12日（金）午後5時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

平成 年 月 日提出

最高裁判所 御中

供 給 物 審 査 願

参加者の
住所

氏名及び印（又は署名）

印

下記件名の見積合わせに参加したいので、別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
ブラインドの購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品の製造メーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面及びカタログ等
※該当物品の製品名やスペックその他の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺添付可）

仕 様 書

1 件名

ブラインドの購入

2 品目、規格及び数量等

別紙のとおり

3 納入場所

司法研修所【所在地：埼玉県和光市南二丁目3番8号】

4 納入期限

平成28年3月30日（水）

5 その他

- (1) 見積金額は、納入、設置等までに要する一切の費用とする。
- (2) 納入日時及び設置場所については、納入期限内で双方協議の上、決定する。
- (3) 納入した物品の瑕疵を原因とする破損等については、納入した日から最低1年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) 納入場所において、修理が必要になった際は、迅速に修理が行える者を納入作業に従事させること。
- (5) その他詳細については、最高裁判所の係官の指示に従うか、若しくは打ち合わせを行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び供給者が協議して定めるものとする。

品目、規格、数量等

品 目	規格（寸法、材質、カラー等）				参考規格（例示品）	数量	
ブラインド（設置及び既存品撤去を含む。）	横型	W2850×H3300	ホワイト	右操作	ニチペイ ユニコンモア25	1	
				左操作		1	
		W2850×H3300	ホワイト	右操作		1	
		W1330×H3300		左操作		1	
		W1350×H3300	ホワイト	右操作		1	
		W2860×H3300				1	
		W2900×H3300				2	
		W2920×H3300				1	
						計	9

* 納入等に関する事項

- (1) 供給者は、既存品を取り外した上、納入物品を梱包材から取り出した上で組み立てを行い、最高裁判所の係官が指定する場所に設置し、梱包材等の撤去及び引き取りを行うこと。
- (2) 供給者は、納入及び設置に際して、対象設備並びに周辺設備を損傷することのないように十分注意すること（必要に応じて養生等の措置を講ずること）。
- (3) 供給者は、納入及び設置後、当該納入物品について、不良箇所等がないかなど、確認（調整）を必ず行うこと。
- (4) 供給者は、本件納入作業により置き換えられた既存品を、最高裁判所の係官が指定する場所（納入場所の敷地内）まで移動させること。